

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件） ・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立 ・ 保安林の指定の解除の予定 ・ 道路の供用開始（4件） <p>○ 公金取扱銀行の事務取扱区分の一部改正</p>	<p>所管課（室）名</p> <p>漁 業 振 興 課</p> <p>水 産 経 営 課</p> <p>林 政 課</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>会 計 課</p>
<p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地籍調査の成果の認証 ・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見 ・ 肥料登録の有効期間の更新 ・ 土地改良区の定款変更の認可 ・ 測量の実施（2件） ・ 開発行為に関する工事完了 ・ 落札者等 	<p>土 地 対 策 室</p> <p>経 営 支 援 課</p> <p>農 産 園 芸 課</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>建 設 企 画 課</p> <p>都 市 政 策 課</p> <p>教 育 庁 総 務 課</p>

告 示

長崎県告示第621号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

加入区

鹿町町加入区

長崎県告示第622号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

加入区

西有家町加入区

長崎県告示第623号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合す

ると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

加入区の名称	漁業の区分
五島ふくえ第2加入区	旧長手漁業協同組合の区域の小型定置漁業及び旧奥浦漁業協同組合の区域の大・中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が40トン以上100トン未満であるものをいう。）
佐須奈加入区	第2号漁業

長崎県告示第624号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
大村市東大村2丁目1808の3（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
大村市東大村2丁目1808の3（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び大村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 波佐見山内線	東彼杵郡波佐見町野々川郷字野々川1559番地先から 東彼杵郡波佐見町野々川郷字村1354番2地先まで	令和3年9月3日

長崎県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 波佐見山内線	東彼杵郡波佐見町野々川郷字野々川1650番2地先から 東彼杵郡波佐見町野々川郷字野々川1650番1地先まで	令和3年9月3日

長崎県告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び杵岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 勝本石田線	杵岐市芦辺町深江栄触字清水504番3地先から 杵岐市芦辺町深江栄触字清水504番1地先まで	令和3年9月3日

長崎県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 嬉野川棚線	官公有無番地先（東彼杵郡川棚町木場郷字下木場1614番1）から 東彼杵郡川棚町木場郷字下木場1617番1地先まで	令和3年9月3日

長崎県告示第629号

公金取扱銀行の事務取扱区分（昭和39年長崎県告示第172号）の一部を次のように改正し、十八親和銀行権常寺出張所及び十八親和銀行諫早駅前中央支店については令和3年9月6日から、十八親和銀行島原中央支店、十八親和銀行時津中央支店、十八親和銀行思案橋支店、十八親和銀行時津支店、十八親和銀行長崎営業部、十八親和銀行浜町支店及び十八親和銀行島原支店については令和3年9月21日から適用する。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい			1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい		
名称	位置	取扱部局又はかい	名称	位置	取扱部局又はかい
略			略		
十八親和銀行島原支店	島原市堀町	島原振興局、県央振興局、島原警察署、島原高等学校、島原農業高等学校、島原商業高等学校、島原工業高等学校、島原特別支援学校	十八親和銀行島原中央支店	島原市堀町	島原振興局、県央振興局、島原警察署、島原高等学校、島原農業高等学校、島原商業高等学校、島原工業高等学校、島原特別支援学校

略		
十八親和銀行時津支店	西彼杵郡時津町	時津警察署、盲学校
略		

略		
十八親和銀行時津中央支店	西彼杵郡時津町	時津警察署、盲学校
略		

2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置

名称	位置
略	略
十八親和銀行思案橋支店	長崎市浜町
略	略
十八親和銀行野母支店	長崎市野母町
略	略
十八親和銀行早岐中央支店	佐世保市早岐町
略	略
十八親和銀行大野中央支店	佐世保市瀬戸越二丁目
略	略
十八親和銀行新戸町中央支店	長崎市新戸町
略	略
十八親和銀行野母中央支店	長崎市野母町
略	略
十八親和銀行彼杵支店	東彼杵郡東彼杵町
略	略

3及び4 略

2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置

名称	位置
略	略
十八親和銀行思案橋支店	長崎市油屋町
略	略
十八親和銀行野母支店	長崎市野母町
十八親和銀行時津支店	西彼杵郡時津町
略	略
十八親和銀行早岐中央支店	佐世保市早岐町
十八親和銀行権常寺出張所	佐世保市権常寺一丁目
略	略
十八親和銀行大野中央支店	佐世保市瀬戸越二丁目
十八親和銀行長崎営業部	長崎市賑町
略	略
十八親和銀行新戸町中央支店	長崎市新戸町
十八親和銀行浜町支店	長崎市浜町
略	略
十八親和銀行野母中央支店	長崎市野母町
十八親和銀行諫早駅前中央支店	諫早市永昌東町
略	略
十八親和銀行彼杵支店	東彼杵郡東彼杵町
十八親和銀行島原支店	島原市堀町
略	略

3及び4 略

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
長崎市	H29年度からR2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 浜平2丁目	令和3年8月25日

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条

第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
OKホーム&ガーデン長与店
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1街区5号 外
- 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所に関する届出事項の変更
- 意見書の概要
 - 意見書を提出した者
長与町長 吉田 慎一
 - 意見書の内容
意見なし
- 関係書類の縦覧
 - 縦覧期間
公告の日から1月間
 - 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長与町建設産業部産業振興課

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第628号	副産動物質肥料	フィッシューN	窒素全量 7.0%	長崎県長崎市京泊三丁目 16番33号	長崎蒲鉾水産加工業協 同組合 代表理事 高崎 一正	平成15年 10月9日	令和3年 10月9日 から 令和6年 10月8日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年12月10日総会議決）を認可した。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 刈田院土地改良区
認可年月日 令和3年8月26日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量、数値地形図データ作成（地図情報レベル1000））を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県大村市大里町、西部町、日泊町	令和3年9月1日から 令和4年1月21日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、雲仙市長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市京泊（南串山）漁港中ノ場地区	令和3年8月23日から 令和3年9月30日まで

開発行為に関する工事完了（公告）

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所氏名
当初許可 平成28年11月16日 長崎県指令 28建第754号 変更許可（1回目） 平成29年1月23日 変更許可（2回目） 平成29年4月5日 変更許可（3回目） 令和2年11月5日 変更許可（4回目） 令和3年8月3日	長崎県松浦市今福町北免字幸盛1659-46の一部、 1659-66の一部及び1659-67の一部（2工区）	長崎県松浦市志佐町里免365番地 松浦市長 友田 吉泰

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年9月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品等又は特定役務の名称
長崎県立学校ネットワーク常駐SE及びヘルプデスク業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県教育庁総務課（情報化推進班）
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話095-894-3315
- 3 調達方法
業務委託
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日

令和3年8月24日

- 6 落札者
長崎県長崎市恵美須町4番5号
NBC情報システム株式会社 代表取締役 藤原 正義
- 7 落札価格
147,600,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 8 入札公告日
令和3年7月13日
- 9 落札方式
最低価格

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト